

藤岡市福祉車両貸出事業実施要綱

平成27年3月27日

告示第36号

(目的)

第1条 この要綱は、車椅子を必要とする者及びその家族に対し、車椅子を利用する者が車椅子に乗ったまま乗車することができる自動車(以下「福祉車両」という。)を貸し出すことにより、車椅子を必要とする者の社会参加と生活圏の拡大を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 福祉車両を貸し出すこの事業は、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に委託して実施するものとする。

(対象者)

第3条 福祉車両の貸出しは、市内に居住する次に掲げる者に対して行うことができる。

- (1) 介護が必要な65歳以上の高齢者で、車椅子を必要とするもの
- (2) 身体障害者手帳を持つ者で、車椅子を必要とするもの
- (3) 傷病により一時的に車椅子を必要とする者

(運転者の範囲)

第4条 福祉車両の運転者は、前条各号に掲げる者の4親等以内の親族及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者に限るものとする。

(利用手続)

第5条 福祉車両の貸出しを受けようとする対象者又は運転者は、利用しようとする日の3日前までに福祉車両利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を社会福祉協議会に提出しなければならない。

- 2 社会福祉協議会長は、前項の申請書の提出があったときは、貸与の可否を決定し、申請者に対し福祉車両利用決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 貸与の決定を受けた者は、福祉車両を利用するに当たって、福祉車両借受書兼誓約書(様式第3号)を社会福祉協議会に提出しなければならない。

(利用料)

第6条 福祉車両の利用料は無料とする。ただし、燃料費、有料道路等の経費については、福祉車両の利用者(以下「利用者」という。)の負担とする。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は原則として4日間以内とし、同一の利用者による同月内の利用は2回までとする。ただし、社会福祉協議会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法等の法令を守ること。
- (2) 福祉車両は適切な管理のもとで運行し、保管すること。
- (3) 申請書に記載された運転者以外の者は、運転をしないこと。
- (4) 福祉車両の目的外使用及び第三者への転貸をしないこと。
- (5) 使用した燃料は全量補充し、車両内外の清掃後に返却すること。

(損害賠償)

第9条 福祉車両を損傷させた場合は、利用者の責任において損害を賠償しなければならない。

(事故の処理)

第10条 利用者は、事故を起こした場合は、法令で定められた措置を講ずるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉車両事故報告書(様式第4号)により速やかに社会福祉協議会に報告し、その指示に従う。
- (2) 社会福祉協議会の許可なく事故の相手方と示談をしてはならない。

(事故の補償)

第11条 事故の補償については福祉車両が加入する損害保険契約により給付を受けられる範囲とし、それを超える損害については、利用者が賠償をしなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。